**青森県動物愛護管理推進計画**



**令和３年３月改正**

**青　森　県**

＜目 次＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ページ

　はじめに　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

　第１　動物愛護管理推進計画策定の考え方　 ２

　　１　動物愛護管理推進計画策定の趣旨 ２

　　２　計画期間 ２

　　３　計画の公表 ２

　　４　計画の点検及び見直し ２

　第２　動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針 ３

　　１　動物の愛護及び管理に関する活動の推進 ３

２　総合的、体系的なアプローチ ３

３　協働関係の構築等 ３

　　４　動物愛護センターを拠点とした総合的な施策の推進 ４

　第３　青森県の動物行政における現状と課題 ５

　１　犬・猫に係る苦情等 　　 　　　　　　　５

　２　犬・猫の引取り、返還及び譲渡等頭数 ５

　３　犬の狂犬病予防注射接種率　　　 ８

　４　動物取扱業の状況 　　 　 ９

５　災害対策　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10

　第４　動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項 11

１　犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上 　 11

　２　巡回指導等の強化 　 11

　　３　繁殖制限措置の推進 　 11

　　４　所有者明示及び返還の推進 12

　　５　犬・猫の引取頭数の減少及び譲渡の推進　　　　　　　　　　　　　 　　12

（１）犬・猫の引取り　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　12

（２）犬・猫の譲渡 　　　 　　　　　　　　　　　　　12

　６　動物取扱業者に対する監視指導の強化 　　 　　　　　　 　13

　７　特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物

　　　として政令で定める動物）の飼養者に対する指導 　13

　８　飼い主のいない猫に対する取組　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　13

　　９　致死処分頭数の目標 　　 　 　 　13

　第５　災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する

　　　事項 15

１　動物の飼い主への普及啓発 15

　２　動物の適正飼養及び保護収容 15

　　３　市町村の災害対策への取組支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 15

　　４　広域的な協力体制の整備　　　　　　 15

　　５　特定動物等の逸走対策 15

　　～災害時における動物救護活動に関する協定 ～ 16

　第６　動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項 17

　　１　動物の愛護及び管理に関する普及啓発の推進　　 17

　　２　動物愛護思想の普及啓発 　　　　　　　　 　17

　　３　産業動物及び実験動物等の適正な取扱いの普及啓発 17

第７　動物の愛護及び管理に関する施策を実施するための必要な体制の

　　　整備に関する事項 　19

１　ネットワークの構築　　　　　　　　　　　　　　　　 　19

　 ２　市町村との連携　 　　　　　 　19

　３　警察との連携　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　19

　　４　青森県獣医師会との連携　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　19

５　学校等教育機関との連携　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 20

　６　動物愛護団体及び動物愛護推進員との連携 　　　　　　　　　　　　　 20

７　人材育成　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　20

（１）動物愛護推進協議会の活用、動物愛護推進員等の人材育成 20

　　（２）ボランティアの支援・連携　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 20

　≪関係図≫

　各主体の役割と関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 21

　はじめに

　人間社会における飼養動物は、近年、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化等の時勢の潮流から、愛玩動物又は伴侶動物として生活に欠かせない存在になりつつあります。

　本県においても、近年、少子高齢化、核家族化が急速に進むにつれて、これまでの愛玩動物は、その多くが家族の一員、伴侶として位置付けられるようになりました。

　また、人間形成の基礎が培われる子ども達にとっても、動物は、ふれあいを通して、思いやりのある個性豊かな感性を育む上で大きな役割を果たします。

　一方、昨今、動物の飼養に関して、動物の習性や適正な飼養管理の知識不足から、動物を飼い続けることができなくなったり、糞尿や鳴き声等の迷惑行為、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等による動物の増加などにより、近隣とトラブルを起こす事例等はあとを絶たず、社会問題化してきています。

　このため、県民が動物愛護管理についての正しい認識を持ち、動物が人の生命や財産を侵害することのないよう適切に管理されることにより、人と動物が共生できる社会の実現が求められています。

　本県では、平成１８年４月に動物愛護管理行政を担う拠点として「青森県動物愛護センター」を設置し、また、平成２０年３月に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第６条に基づき、青森県の動物愛護管理行政の目指すべき目標、その手段及び体系的実施方法等を明らかにした「青森県動物愛護管理推進計画」を策定し、各種施策を展開してきたところです。

　このような中、令和２年４月に動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成１８年環境省告示第１４０号）が一部改正され、各都道府県で策定している動物愛護管理推進計画の見直しを行い、新たに令和３～１２年度までの１０年計画として策定することとされました。

今回の「青森県動物愛護管理推進計画」の一部改正では、計画策定後５年間の実施状況の点検により現状での課題等を把握し、課題解決に向けて今後の１０年間で青森県の動物愛護管理行政が目指すべき方向性を明らかにしました。

　県は、関係機関及び関係団体等と連携し、「青森県動物愛護管理推進計画」に基づいて動物愛護管理行政を計画的かつ着実に推進し、人と動物が共生し、健やかで安心して暮らせる社会の実現を目指します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年３月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青　森　県

第１　動物愛護管理推進計画策定の考え方

　１　動物愛護管理推進計画策定の趣旨

　　　本県においては、少子高齢化の進展等に伴い、愛玩動物が伴侶動物等として位置付けられてきている中で、動物の不適正飼養に関する問題等が顕在化してきており、県民が動物の愛護及び管理について正しい認識を持って適切に管理されることにより人と動物が共生できる社会の実現が求められています。

　このような観点から、青森県動物愛護管理推進計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「動物愛護管理法」という。）第６条第１項に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成１８年環境省告示第１４０号。以下「基本指針」という。）に則り青森県が取り組む計画として策定します。

　２　計画期間

　　　本計画の期間は、令和３年４月１日から令和１３年３月３１日までの１０カ年間とします。

　３　計画の公表

　本計画を県内各市町村、関係機関及び関係団体等に通知するとともに、県ホームページに掲載すること等により広く県民に対して周知します。

　４　計画の点検及び見直し

　　　動物の愛護及び管理に関する行政の推進を図るため、定期的に本計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。

　　また、本計画については、基本指針の改定等に合わせ、１０年計画の途中である概ね５年目及びその他必要があると認められるときに、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行います。

第２　動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

１　動物の愛護及び管理に関する活動の推進

　　　動物の愛護の基本は、命あるものの尊厳を守るということであり、命ある動物に対

　　して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難です。

また、動物の管理について、その所有者等は、動物を所有し、又は占有する者として社会的責任を十分に自覚して、地域社会のルールを守り、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければなりません。

これらの動物の愛護及び管理に関する基本的理念は、広く県民の間における共通した理解の形成がなければ、県民に浸透せず、その実現が図り難いと思われます。

　　　このため、今後とも多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開していきます。

２　総合的、体系的なアプローチ

施策の対象となる動物は、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等幅広く、施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等と広範囲にわたっています。

一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、県民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるという性質を有しており、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い状況です。

施策を着実に進めていくためには、科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から長期的に動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に、各種施策に取り組んでいきます。

　３　協働関係の構築等

　　　事務を円滑かつ効果的に進めるためには、県、中核市にとどまらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の幅広い協力を得ながら、施策の展開を図っていく必要があります。

　　　動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護団体及び民間団体の協力が重要であり、このため、国、各市町村、警察、公益社団法人青森県獣医師会（以下、「青森県獣医師会」という。）、業界団体、動物愛護団体、学術研究団体、調査研究機関、動物の飼養者等の役割分担のもとに、動物の愛護及び管理に関する関係団体等のネットワークが作られる必要があります。取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題を同時解決させることを目指していきます。

　４　動物愛護センターを拠点とした総合的な施策の推進

　　　本県では、動物愛護思想の啓発、適正飼養の指導の強化、福祉施策への動物の活用等、将来の動物愛護管理行政の方向性を定めた動物愛護センター(仮称)基本構想を平成１１年１２月に策定し、この基本構想に基づき、平成１８年４月に本県における動物の愛護及び管理に関する業務を総合的に担う行政機関の拠点として、青森県動物愛護センター（以下「センター」という。）を設置しました。

センターは、今後も動物の愛護及び管理に係る各種施策を展開していく上で、関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援並びに災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての役割を果たすよう機能の拡充を図ります。

**青 森 県 動 物 愛 護 セ ン タ ー**

**総合的な動物愛護管理行政を推進**

**県　　民**

**動物を飼うためのルールを理解 命の大切さを実感**

**動物を大切なパートナーとして認識**

**人と動物が共生調和する温かな社会の実現**

**健やかで安心して暮らせる社会**

第３　青森県の動物行政における現状と課題

　１　犬・猫に係る苦情

本県においては、犬の苦情は平成２５年度以降、減少傾向にあるものの、猫の苦情は横ばい又は緩やかに増加しています。

猫の苦情は、飼い主不明の猫によるものが最も多く、飼い主不明の猫を生み出さない対策が必要です。(表１、２参照)。

　 表１　犬・猫による主な苦情内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 犬の苦情 | | | | | | | 猫の  苦情 | 合　計 |
| 飼い主のいない犬 | 吠え声  鳴き声 | 放し  飼い | 係留  不適 | 汚損 | その他 | 計 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 348  335  307  347  335  278  302 | 58  42  52  47  62  95  90 | 38  66  130  176  212  406  476 | 33  11  13  10  10  28  31 | 30  35  30  23  26  35  35 | 172  172  151  98  123  212  464 | 679  661  683  701  768  1,054  1,398 | 786  727  742  573  546  721  741 | 1,465  1,388  1,425  1,274  1,314  1,775  2,139 |

(注：青森市、八戸市を含む。以下、表１～６同)

　　　　表２　令和元年度　猫の苦情内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 飼い主の　いない猫 | 鳴き声 | 放し飼い | 汚損 | \*多頭  飼育 | その他 | 合計 |
| 289 | 7 | 15 | 150 | 54 | 271 | 786 |

＊多頭飼育：飼育者が管理できない頭数を飼育することにより発生したもの

２　犬・猫の引取り、返還及び譲渡等頭数

平成２４年の動物愛護管理法の改正を受けて、飼養者に対する動物愛護思想の普及啓発や繁殖制限措置の指導等に取り組んだ結果、犬・猫の引取り及び致死処分頭数は大幅に減少していますが、平成２８年度以降横ばい傾向にあります。致死処分頭数の過半数は子猫であり、そのほとんどが飼い主不明な猫として引取られています。飼い主不明な猫を生み出さないよう繁殖制限する取組みが必要です。

一方、子犬の返還・譲渡率に比べて子猫の返還・譲渡率が低い理由としては、大半が生まれて間もない子猫のため、飼養管理が困難であり、譲渡できないことが上げられます。(表３～６参照)

表３　犬の引取り、返還及び譲渡等頭数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 成　犬 | | | | | | 子　犬 | | | | | |
| 捕獲 | 引取 | 収容 | 返還 | 譲渡 | 致死  処分 | 捕獲 | 引取 | 収容 | 返還 | 譲渡 | 致死  処分 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 174  179  213  257  290  348  410 | 150  163  168  177  204  308  323 | 13  18  13  16  19  19  24 | 156  139  158  201  193  231  255 | 67  81  74  107  81  112  122 | 123  132  168  140  243  329  365 | 33  22  20  23  48  54  36 | 5  12  17  5  8  10  42 | 0  7  6  8  5  11  40 | 4  0  1  2  1  0  1 | 29  35  30  22  29  47  51 | 7  5  11  10  29  33  65 |

表４　猫の引取り、返還及び譲渡等頭数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 成　猫 | | | | | 子　猫 | | | | |
| 引取 | 収容 | 返還 | 譲渡 | 致死処分 | 引取 | 収容 | 返還 | 譲渡 | 致死処分 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 151  245  303  178  266  335  520 | 53  55  44  65  77  84  76 | 2  5  8  6  6  5  5 | 27  42  25  32  28  15  8 | 182  252  321  193  309  414  586 | 457  473  581  558  684  747  911 | 72  115  100  92  43  84  151 | 1  10  5  0  1  12  4 | 38  70  58  81  63  47  44 | 484  513  615  571  659  779  1,019 |

表５　猫の引取り

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 成猫 | | 子猫 | |
| 所有者から | 所有者以外から | 所有者から | 所有者以外から |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 65  128  108  75  139  198  333 | 86  117  195  103  128  157  187 | 59  69  65  53  68  157  302 | 398  404  516  505  616  590  609 |

表６　犬・猫の返還及び譲渡率

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 犬 | | 猫 | |
| 成犬 | 子犬 | 成猫 | 子猫 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 66%  61%  59%  68%  63%  51%  50% | 87%  85%  72%  66%  49%  63%  44% | 14%  15%  10%  16%  10%  5%  2% | 7%  14%  9%  12%  9%  7%  5% |

【参考】県内における犬猫の処分頭数推移

３　犬の狂犬病予防注射接種率

海外との交流が頻繁である今日、常に国内への狂犬病の侵入の可能性があります。

我が国においては、狂犬病の発生防止に努めてきたことにより昭和３２年以降は狂犬病が発生していませんが、海外では、依然として多くの国で発生しており、狂犬病予防注射接種を徹底することは、狂犬病まん延を防止するために必要です。

本県では、青森県獣医師会の協力のもと狂犬病予防注射推進事業に取り組んでいるため、犬の狂犬病予防注射接種率は上昇傾向にあり、平成３０年度は全国４位でした。 (表７参照)

表７　犬の登録状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 登録頭数 | 注射頭数 | 本県接種率 | 全国接種率 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 55,254  56,608  58,476  60,430  62,478  64,445  66,436 | 48,444  49,428  50,395  52,042  53,502  54,817  56,195 | 87.7%  87.3%  86.2%  86.1%  85.6%  85.1%  84.6% | －  71.3%  71.4%  71.4%  71.8%  71.6%  72.6% |

４　動物取扱業の状況

動物取扱業者には、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、動物愛護管理法の遵守の徹底が求められています。

センターでは、法改正の周知等を図るため、動物取扱責任者に対して講習会を開催するとともに、動物取扱施設に対して定期的に立入し、監視指導を行っています。

(表８、表９)

表８　第一種動物取扱業の登録状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 総業者数 | 登録総数 | 販　売 | 保　管 | 貸出し | 訓　練 | 展　示 | 譲受飼養業 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 368  374  355  345  343  317  336 | 496  489  474  472  458  439  399 | 179  187  181  179  178  171  160 | 210  195  195  190  181  173  158 | 9  9  7  8  6  5  5 | 38  37  36  37  39  39  34 | 58  59  53  56  51  48  39 | 2  2  2  2  3  3  3 |

表９　第二種動物取扱業の登録状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 総業者数 | 届出総数 | 譲渡し | 保　管 | 訓　練 | 展　示 |
| 元  30  29  28  27  26  25 | 11  13  12  8  6  6  6 | 16  15  14  14  10  6  6 | 5  4  4  4  1 | 1  1  1  1  1 | 1  1 | 9  9  9  9  8  6  6 |

５　災害対策

災害時に動物救護活動を円滑に行うことを目的として、平成２８年３月に「災害時における動物救護活動マニュアル」を策定しました。

県では、本マニュアルに基づき、災害発生時における被災動物の一時的な保護のため、センターに犬・猫用の餌、ケージ等を備蓄しています。

また、県の防災訓練では、飼い主にペット連れでの参加を促して一緒に避難訓練することで、同行避難の普及啓発を行っています。

しかしながら、円滑な避難や救護のためには、飼い主における日頃からのペットのしつけ等の適正な飼養管理が重要であり、さらに、避難所での受入体制が整備される必要があります。

第４　動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

　１　犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上

狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）において、犬の所有者には、その犬の登録を行うこと、及びその犬に狂犬病予防注射を年１回受けさせることが義務付けられています。

　　　市町村や青森県獣医師会等の関係機関と連携し、これまで実施してきた接種率向上事業を進め、犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の更なる向上を図る施策を検討するとともに、広報紙やラジオ等を利用し、県民に犬の登録や狂犬病予防注射の必要性及び義務であることの周知、啓発を行います。

　２　巡回指導等の強化

　　 動物愛護管理法においては、人と動物が共生する社会を目指し、動物を適正に取り扱うことが基本原則とされ、また、動物の遺棄・虐待の防止、動物による人の生命、身体及び財産への侵害の防止等、動物の所有者等の責務等が定められています。

　青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成１４年１２月青森県条例第８１号。以下「動物愛護管理条例」という。）においては、ふんやその他の汚物、毛、羽根等の後始末、無駄吠えの防止、係留等、動物の飼い主の遵守事項が定められています。

　　　しかしながら、現状では、犬・猫等、特に家庭で飼養している動物に関する苦情が多いことから、動物愛護管理法と動物愛護管理条例に規定する飼い主の遵守事項等の徹底を促すとともに、動物愛護思想の普及啓発を図るため、巡回指導及び広報活動を強化します。

また、飼養者のみならず県民からの動物に関する相談に対応できる指導者の育成を図ります。

　３　繁殖制限措置の推進

　 望まれない繁殖を抑制するため、飼養者に対して不妊・去勢手術等繁殖制限措置の徹底を指導する他、動物販売業者に対しては、販売時に動物の繁殖制限措置の必要性等を飼養者に説明する責任を果たすよう徹底していきます。

　また、センターが犬・猫を譲渡する際は、新しい飼い主に対して繁殖制限措置を行うことを条件とし、譲渡後の確認指導を行っていきます。

　４　所有者明示及び返還の推進

犬の飼養者（所有者）に対しては、鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務であることの指導・啓発を行います。

　また、犬を含めた動物の飼養者（所有者）に対しては、飼養者（所有者）が明らかとなる名札等やマイクロチップの装着を推進するとともに、センターに配備しているマイクロチップリーダーを活用して動物の遺棄の防止及び逸走時における飼養者（所有者）の迅速な判明及び返還を図ります。

　センターで保護した犬や猫は、センターのホームページに掲載し、市町村と情報共有を図ることで飼い主に返還できる体制を強化していきます。

　これらの取組を継続し確実に実施することで、所有者明示を推進していきます。

　５　犬・猫の引取り頭数の減少及び譲渡の推進

（１）犬・猫の引取り

　　　飼い犬・猫の引取りを求める者に対しては、動物が命あるものであることに鑑み、

「命」の大切さを啓発するとともに、終生飼養することを最優先に指導します。

　　　また、動物を終生飼養することが出来ない飼い主に対しては、自ら新しい譲渡先

　　を探すよう指導し、譲渡先を探すことが出来ない場合には、動物愛護団体等への相

　　談等を助言し、動物に生存の機会を与えるよう指導します。

　なお、子犬・子猫の引取りを求める者に対しては、成犬・成猫の繁殖制限措置を行うよう指示します。

（２）犬・猫の譲渡

犬・猫の譲渡については、繁殖制限措置を行うことを条件とし、センターでの譲渡のみならず、出張譲渡会の開催、動物愛護団体等への譲渡も実施します。

また、致死処分される動物の大半を占める子猫の譲渡を推進するため、子猫育成ボランティア制度の拡充を検討していきます。

　６　動物取扱業者に対する監視指導の強化

動物取扱業者に対しては、登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化等、動物愛護管理法の改正により義務付けられたことの着実な運用について周知徹底を図ります。

また、動物に苦痛を与えない飼養環境の確保、衛生保持、周辺の生活環境の保全、逸走防止対策の確認など、改正された動物愛護管理法の遵守状況や動物の虐待・遺棄防止のため、定期的に立入調査を実施します。

　７　特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）の飼養者に対する指導

　県内におけるクマ、サルなどの特定動物の飼養施設に対し、定期的に立入調査を実施します。また、必要に応じて、動物愛護管理法に基づき、飼養者に対する措置命令

を行うなど、特定動物の逸走による事故や動物の虐待・遺棄の未然防止を図ります。

　８　飼い主のいない猫等に対する取組

生活環境被害の防止や猫の適正飼養の観点から、飼い主のいない猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、市町村、町内会及び動物愛護団体等と連携して飼い主のいない猫の発生を防止するための取組を支援します。

また、多頭飼育問題など不適正な飼養に対応するため、関係する市町村の福祉部局等との連携を強化し、周辺の生活環境の保全等を図る対策について検討していきます。

９　致死処分頭数の目標

　各種施策等を実施することにより、本県における令和１２年度の犬・猫の致死処分頭数は、平成３０年度に対して犬、猫ともに約５０％の減少となるよう取り組みます。

　　表１０　１０年後の目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 犬の致死処分頭数 | 猫の致死処分頭数 |
| 基準値（平成30年度） | 137 | 765 |
| 目　標 | 50％の減少 | 50％の減少 |
| 目標値 | 68 | 382 |

第５　災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

地震、津波及び台風等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物等の逸走対策等について、以下のとおり措置を講ずるとともに、体制を構築します。

　１　動物の飼い主への普及啓発

円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要です。

災害に対し備えておくべき事項について、県、市町村等のホームページ等を通じて広く周知するとともに、ペットを連れた防災訓練の実施等を通じて普及啓発していきます。

２　動物の適正飼養及び保護収容

　 動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や青森県獣医師会と連携し、飼

い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する必要な助言指導等を行いま

す。また、動物の愛護、人への危害防止及び環境衛生の維持等の観点から、関係機関

及び関係団体等と連携し、負傷動物及び放浪動物の保護収容を行います。

　３　市町村の災害対策への取組支援

　市町村地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう助言するとともに、ペット連れ被災者に対する市町村の避難所での対応が適切に行われるよう支援していきます。

　４　広域的な協力体制の整備

被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制の整備について検討していきます。

５　特定動物等の逸走対策

災害発生時における特定動物の逸走防止を図るため、飼養施設の保守点検を特定動物の飼い主に徹底させ、逸走防止措置の整備及び逸走時の緊急対応に関して指導していきます。

**～ 災害時における動物救護活動に関する協定 ～（平成２２年２月１０日締結）**

　大規模災害の発生時、県は、避難所等へ避難した被災動物及びその飼養者等に対する支援を行うため、青森県獣医師会と協定を結んでいる。

（青森県獣医師会の活動内容）

　○市町村等の避難所等に避難した被災動物の健康診断、治療及びワクチン接種

　○センターで一時保管されている被災動物の健康診断及び治療（県から協力依頼があった場合）

第６ 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

１　動物の愛護及び管理に関する普及啓発の推進

　　　動物の愛護及び管理を推進するためには、広く県民が、終生飼養の責務、動物の遺

棄・虐待の防止及び動物の適正な取扱いについて、正しい認識を持つことが重要です。

センターでは、譲渡希望者に事前講習会の受講を義務付けており、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養、適切な繁殖制限措置を講ずること及び所有者明示について積極的に周知していきます。

２　動物愛護思想の普及啓発

　 将来を担う子供達が、その心が育まれる時期に「命」の大切さを学ぶ機会をできるだけ多く持つことができるよう、学校、幼稚園、保育所等を訪問し、動物とのふれあいを通して動物愛護思想の普及啓発を行います。

　　　また、動物ふれあい事業の推進に当たっては、使用する動物の適正な飼養管理や動

物のストレスを減らす配慮を行います。

　　　動物愛護週間には、イベントを開催し、県民が動物とふれあい、「命」の大切さを学ぶ機会をつくります。

　３　産業動物及び実験動物等の適正な取扱いの普及啓発

　（１）畜産業者等への普及啓発

　本県のと畜検査頭数及び食鳥検査羽数は、毎年、全国の上位に位置し、牛、馬、豚、鶏等の産業動物の飼養が多いことから、関係機関と協力の上、適正飼養や虐待の防止及び災害対応等、産業動物の飼養及び保管に関する基準について普及啓発を行います。

　（２）実験動物施設に対する普及啓発

　県内には、医学、薬学、獣医学系大学や研究機関等、実験動物を保有する施設があることから、動物愛護管理法や狂犬病予防法等の関係法令、実験動物の取扱いの基本的な考え方である「３Ｒの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）並びに、適正飼養・保管及び緊急時の対応等を定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について、周知及び普及啓発を行います。

第７　動物の愛護及び管理に関する施策を実施するための必要な体制の整備に関する事

　　項

　１　ネットワークの構築

　各種施策を展開する上で、国、各市町村、警察、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、学術研究団体、調査研究機関、動物の飼養者等の役割分担が重要です。これら関係機関及び関係団体等との会議、研修等を通じ、ネットワーク等の体制整備を図ります（ｐ.２１「各主体の役割と関係」参照）。

　２　市町村との連携

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射については、市町村長が行う事　　　務であることから、市町村との担当者会議等において定期的に情報交換を行います。　　　　また、市町村には、獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、市　　　町村が行う動物に関する業務について、助言・協力等を行うとともに、必要に応じ、　　　県が行う動物愛護管理に関する施策の実施にあたり、協力を要請します。

　３　警察との連携

　　　県内には、土佐犬関係団体が複数あることから、県では、緊急時の対応のために、

　　県、警察及び土佐犬関係団体で緊急連絡網を構築しています。土佐犬等の大型犬は、

　　逸脱防止のため厳重な飼養管理が求められることから、飼養者に対し、適正な飼養管

　　理等を普及啓発するとともに、万が一逸走事例が発生した際には、関係機関と連携し

　　迅速な解決を図ります。

　　　また、動物の遺棄・虐待が疑われる事例では、遺棄・虐待が犯罪であることから、

　　警察へ協力を要請します。

　４　青森県獣医師会との連携

　　　飼い犬への狂犬病予防注射接種を推進するためには、市町村及び青森県獣医師会と

の連携が必要であり、特に青森県獣医師会には、技術的支援を要請します。

愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務化されたことから、獣医師からの通報により速やかに対応する体制を構築し、遺棄及び虐待の防止を図ります。

５　学校等教育機関との連携

　　　「命」の大切さの啓発については、子供の頃からの教育が重要であるため、学校等　　　における授業等で利用しやすい内容となるよう工夫を図ります。

６　動物愛護団体及び動物愛護推進員との連携

　センターから動物愛護団体等への犬・猫の譲渡については、団体譲渡が効果的であることを踏まえ、適正な団体譲渡を行っていきます。

　　　また、動物愛護推進員、関係団体等との連携協力の下に、様々な機会をとらえて動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施します。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報していきます。

　７　人材育成

1. 動物愛護推進協議会の活用、動物愛護推進員等の人材育成

平成３０年に設置した青森県動物愛護推進協議会を活用して、民間の有識者等と連携協力する体制をより強固なものにしていきます。

また、動物愛護推進員を対象に、地域における普及啓発や広報活動に必要な知識や技術の習得と資質の向上を図るため、情報提供や研修会を開催していきます。

　（２）ボランティアの支援・連携

犬猫の譲渡、災害時の被災動物の保護、救護動物の飼養等においてボランティアの協力は欠かせないため、各地で活動するボランティアに対する支援、連携を行っていきます。

**各主体の役割と関係**

－４

・法令遵守

・飼い主への説明・助言

動物取扱業者

・専門的、技術的情報の提供

・各主体への協力、助言等

・普及啓発

獣医師会

北里大学

相談

助言、指導

購入・しつけ等相談

動物の提供

説明・助言

助言、指導

相談

**青森県動物愛護推進協議会**

登録申請・届出

）

・動物飼養への理解

・動物との共生

県　民

動物飼養者

・終生飼養

・適正飼養管理（法令遵守）

・地域社会のルール厳守

監視指導

相談

相談

犬の登録、相談

普及啓発、指導

相互理解

・犬・猫の保護等

・犬の登録、狂犬病予防注射【市町村】

・飼養者に対する指導

・動物取扱業・特定動物の監視指導【県】

・災害対策

・普及啓発　　　等

県・市町村

・普及啓発

・各主体への協力、支援

動物愛護団体

協力、支援